

助成活動情報整備基金取扱規程

第1条 （目的）

この規程は、公益財団法人助成財団センターにおける定款 第4条第1項第2号及び第3号に規定する事業の安定した運営と円滑な推進を図ることを目的に、特定資産 助成活動情報整備基金を置くものとする。

第2条 （定義）

本規程において、特定資産 助成活動情報整備基金とは、特定の目的のために維持管理又は処分する制約がある資産をいう。

- (1) 所得税法 78 条第 2 項第 2 号又は法人税法第 37 条第 3 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄付金として受け入れた財産(旧特定基本財産)を特定資産 助成活動情報整備基金とする。
- (2) 特定資産 助成活動情報整備基金は、他の経理と区分して整理し、定款第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事業に係るコンピューターによる基礎情報の整備及びそのシステム運用の費用に充てるものとする。

第3条 （特定資産 助成活動情報整備基金の積立）

個人または団体より、定款第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事業への寄付を受けた場合は、特定資産 助成活動情報整備基金へ積立てる。

- 2 特定資産 助成活動情報整備基金への積立の状況は、理事会へ報告する。

第4条 （特定資産 助成活動情報整備基金の取崩し）

特定資産 助成活動情報整備基金は、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事業について、当該年度にその事業に係るコンピューターによる基礎情報の整備及びそのシステム運用を適正な規模で円滑に推進しようとする際、特定資産 助成活動情報整備基金を取崩しせず、当該年度の経常収益ではその所要費用をまかなうことが困難と認められるとき、または、経常収益不足等によりその推進が困難となりその所要費用をまかなう必要があるときに、取り崩すものとする。

- 2 特定資産 助成活動情報整備基金の取崩しは、理事会での議決により行う。

第5条 （利息の処理）

特定資産 助成活動情報整備基金により生ずる受取利息は、特定資産には受け入れず、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事業に係るコンピューターによる基礎情報の整備及びそのシステム運用の費用に充てるものとする。

第6条 （改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2022年6月21日から適用する。